

告示

埼玉県告示第千二百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
草加パートナーズ内科・糖尿病クリニック	草加市栄町二―一―九松原ツインタワービルA棟四階	令和四年九月三十日
長嶋医院	飯能市坂石町分二三七―二	平成三十年六月三十日
山田クリニック	入間市下藤沢一二九二―一〇	令和四年九月三十日
にいぞファミリー歯科	戸田市新曽一八九七―三・一階	令和四年十月十三日
岡野歯科医院	ふじみ野市鶴ヶ舞一―一八―一八	令和四年九月三十日
医療法人 互恵会 すみれ歯科医院	熊谷市佐谷田二―二	令和四年九月三十日
吉見歯科医院	比企郡吉見町久保田一九〇―一―二	令和四年八月十六日

高柳歯科医院	三郷市鷹野三―二六〇―二	令和四年十月十四日
かみや薬局	鴻巣市上谷六八三―二	令和四年七月三十一日
薬局アポック 宮前店	熊谷市宮前町一―一三九	令和四年九月三十日
あさま薬局	東松山市大字東平一八八八―一	令和四年七月三十一日
そうごう薬局 坂戸店	坂戸市中小坂八九九―三一	令和四年九月三十日